平成２８年（フ）第２２７３号
横浜市磯子区洋光台４丁目５番６号
債務者　黒田みちの
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３６５号
横浜市金沢区西柴３丁目17番６号　西柴店舗202
債務者　金本佳久こと　金　　重権
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１３号
横浜市保土ケ谷区西谷町956番地１　ルミエール西谷604号
債務者　大石　　薫
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１６号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑753番地３　Ａ―102
債務者　佐々木利夫
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１７号
横浜市南区井土ケ谷上町22番３号　パナハイツ田中101号
債務者　渡邉　浩司
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３６号
横浜市神奈川区子安通２丁目282番地４　ネオマイム新子安804号
債務者　藤井　友幸
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３７号
神奈川県藤沢市西富２丁目１番22号　グリーンテラス湘南121号
債務者　佐藤　大悟
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５４２号
横浜市栄区笠間２丁目25番26号
債務者　浅見　春樹
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５４５号
横浜市旭区左近山16番地７　左近山団地１街区４棟506号
債務者　一條　貴子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５４０号
横浜市瀬谷区相沢５丁目２番地２
債務者　皆川千菜津
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７２３号
東京都江東区北砂１丁目３－２―805
債務者　井上　美幸
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７４６号
東京都荒川区西尾久４丁目17―８
債務者　森山　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７４８号
東京都西東京市東伏見５丁目２－２―301
債務者　小山内　陵
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７４９号
東京都目黒区八雲５丁目17―21―101
債務者　照井　新也
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７５０号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目29―４　箕嶋荘２ＦＣ号
債務者　千葉美穂子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７５９号
東京都杉並区久我山３丁目40―９―202
債務者　石井深智留
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部